宿泊約款 / カスタマーハラスメントに対する基本方針

適用範囲

第1条

1．本宿泊約款（以下「宿泊約款」といいます。）には当館が宿泊契約及びこれに関連する宿泊の締結を行う者（以下「宿泊者」といいます。）との間の権利義務関係が定められています。この約款に定めない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第2条

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

（1） 宿泊者名及び連絡先

（2） 宿泊日及び到着予定時刻

（3） 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）

（4） その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条

1. 宿泊契約は、当館が前項の申込みを承認したときに成立するものとします。ただし、当館が承認しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2．前項の規定により宿泊契約が成立した時は宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限定として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3．第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告示した場合に限ります。

施設における感染防止対策への協力の求め

第3条の2

1. 当館は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和 23 年法律第 138号)第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

宿泊契約締結の拒否

第4条

1.当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申込みが、この宿泊約款によらないとき。

(2) 満員により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。また、暴力団又は暴力団員に該当する者があるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、特定感染症の患者であるとき。

(5) 宿泊に関し強制的要求行為が行われ、合理的な範囲を越える負担を求められたとき。

(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(7) 茨城県旅館業法条例の規定する場合に該当するとき。

(8) 宿泊しようとする者が、著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(9) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

宿泊客の契約解除権

第5条

1. 宿泊客は、当館の責めに帰すべき事由により宿泊契約を解除するときは、当館に申し出て宿泊契約を解除することができます。

2. 宿泊客は、キャンセル規定において変更・解約を不可とされるプランを除き、当館に申し出て、宿泊契約を任意に解約することができます。この場合、当館はキャンセル規定に従い取消し料を申し受けます。

3. 当館は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。

当宿の契約解除権

アイショウ

第6条
1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
(2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
(3) 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。
(4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
(5) 宿泊しようとする者が、泥酔等により近隣の住民に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
あるいは宿泊者が近隣の住民に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(6) 寝室でのたばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
(7) 宿泊者以外の者を客室内に入れたとき。
(8) 宿泊客が、当館若しくは当館従業員に対し、その実施に伴う負担が過重であって宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし、宿泊客が、第7条に基づき宿泊の登録、チェックインをした後は宿泊料金をお支払いいただきます。

宿泊の登録
第7条
1. 宿泊客は宿泊日当日、当館において、次の事項を登録していただきます。
（1）宿泊客の氏名、年齢、性別、住所
（2）外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
（3）出発日及び出発予定時刻
（4） その他当館が必要と認める事項。
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間
第8条
1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時（チェックイン）から翌日午前10時（チェックアウト）までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館は、前項の規定に関わらす、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。
この場合には、次に掲げる追加料金を申し受けます。
(1) 超過2時間までは、室料30%
(2) 超過5時間までは、室料50%
(3) 超過5時間以上は、室料の全額

利用規則の遵守第
第9条
1. 宿泊客は、当館が定めてホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

料金の支払い
第10条
1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当館が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当館が請求した時、当館において行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

お持ち込み品のお取扱い
第11条
1. 多額の現金及び貴重品のお持込みをご希望の場合は、セキュリティ等の事情から事前にお知らせいただきます。お知らせいただいた場合でも、当館の判断によりお持込みをお断りすることがあります。なお、当館にお知らせいただかずにお持込みになられた多額の現金及び貴重品の毀損・汚損・紛失等について、当館は責任を負いかねます。
2 .宿泊者がお持込みになった現金、貴重品、手荷物又は携行品については、宿泊者にて保管・管理していただくものとし、当館が個別の手続においてにその保管・管理をお引き受けした場合を除き、毀損・汚損・紛失等について当館に故意又は重大な過失がある場合に限り損害を賠償するものとします。
3. 前項の賠償については、客観的に損害額が立証されることを条件に当該損害を賠償するものとします。

宿泊客の手荷物または携帯品の保管

第12条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、到着前に当館が承諾した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、手荷物または携帯品が当館に置き忘れられていた場合においては、当館からは、当該所有者に対しての連絡は行わず、発見日を含め7日間保管し、当該所有者から連絡がない場合には、故意に破棄され所有権が放棄されたものとみなす取り扱いをさせていただきます。

宿泊客の責任

第13条

1. 宿泊客の故意または過失により当館が損害を被った時は、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

客室への入室について

第14条

1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊者のチェックイン後であっても宿泊者の許可なく客室へ入室することがあります。

(1) 連泊（２泊以上）連続して宿泊する場合、清掃、ルームサービス等当館のサービスを提供するとき

(2) 法令の規定、利用規則、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または　同行為をしたと認められるとき

(3) 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき

(4) 建物・設備の保全上必要があると判断されたとき

(5) 宿泊者の安否確認・安全確保のため必要と当館が判断したとき

2. 粗大ゴミその他の処理費用のかかる携行品を、故意に客室、共用部その他の当館の敷地内に遺棄された場合、法令に準じた処理費用に加え、当館の代行費用として相当額（以下総称して「廃棄費用」という。）を負担していただきます。なお、意図的に放置されたことが合理的に推認される場合、またはチェックアウトの日から以下の保管期間が経過しても携行品に関するご連絡がない場合には、故意に遺棄され所有権が放棄されたものとみなす取扱いをさせていただきます。

駐車の責任

第15条

1. 宿泊客が館の駐車場をご利用になる場合、車輌のキーの寄託の如何に関わらず当館は場所をお貸しするものであって車輌の管理責任や第三者による加害の防止の義務まで負うものではありません。

条項の分離性について

第16条

1. 宿泊約款は、その一部が公的機関により違法又は無効であると判断された場合であっても、当該一部を除く部分はその影響を受けず、有効に存続するものとします。

準拠法及び裁判管轄について

第17条

1. 宿泊約款は日本法に従って解釈され、宿泊約款に関する一切の紛争については、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

宿泊約款の変更

第18条

1. 宿泊約款は、民法上の定型約款に該当し、宿泊約款の各条項は、宿泊者の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。

2. 宿泊約款の変更は、宿泊約款の変更内容がウェブサイト上で公表された後、指定された効力発生日から適用されます。

別表第1　宿泊料金等の算定方法

		内訳
宿泊者が支払うべき総額	宿泊料金(1)	①基本利用料金、宿泊料金
		②サービス料（①×１０％）
		③税金（税法上の規定の金額）
	追加料金(2)	④飲食料及びその他の利用料
		⑤サービス料（④×１０％）
		⑥税金（税法上の規定の金額）

※基本利用料金及び宿泊料金はホームページに掲示する料金表によります。

アイショウ

※子供料金は児童に適用し、大人料金の50%が適用されます。
※小学生以下の幼児で寝具等を提供したときは、大人料金の20%、寝具を提供しない乳児については無料です。

別表第２　取消し料

契約解除の通知を受けた日	不 泊	当日	前日	7 日前	14 日前	29 日前
取消し料	１００％		８０％	５０％	３０％	20%

※ 記載されている％は、基本宿泊料金に対する取消し料の比率です。
※ 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、１日分（初日）の取消し料を申し受けます。
※ 特別な契約を結んでいる場合はこの限りではありません。